

『小右記』『権記』逸文

河渡 内辺 祥直 輔彦

かねてより、編年史料第一部では、地方での採訪もさることながら、

身近にある都内の図書館や文庫等に出張して、記録類を調査し、カードを補充する必要があると話し合っていたが、たまたま、内閣文庫に架蔵する『押小路文書』（和八〇七・古一一／一八四、九八冊）の中に『大日本史料』第二編関係の史料があることを知ったので、この機会に、ひとまず同文庫に出張して、二編関係の史料を調査することにした。その結果、二編の既刊・未刊の部分にわたり、相当量のカードを補充することができた。

この『押小路文書』は、同文庫に架蔵する『記録類目録

京都府華族從五位
押小路師成獻納本

完』（和七五二八八・二一九／一五五、一冊）によれば、同目録（一）（二四二号）のうちの一（一）（二二号までの文書・記録類を、九八冊本として仕立て直したもので、一一三号以下は同文書と切り離された形になっている。

なお、閣本の目録とは別に、本所に『押小路家本目録』（四一〇）、（一）、（冊）がある。この目録は（1）京都府華族押小路師成獻本目録明細調、（2）押小路師成借本目録、（3）押小路師成本目録、（4）押小路師成本目録、の四部よりなる。（1）は閣本目録（一）（三五号までの文書・記録類について、一点ごとに目録をとったもので、『押小路文書』の第一集から第十六集に収めている。（2）は閣本目録の（一）（三）（二三〇号までの目録で、『押小路文書』九八冊外に別置されている。（3）は「卷物之部」（計二卷、八枚）と「冊子之部」（計一七八冊）に分けられ、閣本目録の（三）（一）（二）（二号までの目録で、『押小路文書』の第十七集から第九十八集に相当する。（4）の目録は第一函・第二函からなり、閣本目録の（一）（三）（二四二号までの目録で、（2）と重複する部分もある。また、一一三号以下は『押

小路文書』九八冊外であることは、先に述べた通りである。
周知の如く、中原（押小路）家は清原（舟橋）家とともに、累代大外記に任ぜられて局務に専与し、摂閥・上卿などの諧間に応じて、政務や儀式について前例を勘申する家筋である。従つて、この『押小路文書』もそうした勘例が多く、以下に紹介しようとする『小右記』や『権記』の逸文も、その一端である。

一 『小右記』の逸文

『押小路文書』第五十二集（閣本目録五五号

久安

白馬節会諸文書次第記

錄絵図等）所収の「白馬奏」に六例（1）（2）（3）（4）（5）、このうち（3）（4）（5）は重出、「白馬奏次第」に一例（3）（4）、これも（3）（4）（5）と重出、それぞれ（1）（2）（3）（4）（5）と重出、それぞれ

『小右記』の逸文がある（〔〕符号は改行を示す）。

（1）馬允入日華門并宣仁門等事

（正月七日）
寛弘元野記云、左右允挿奏於書杖參來、入自日華門、〔或云〕入

自敷政門・宣仁門者、

（2）続水真長保六正七云、内大臣左大將・予取奏、先取奏加署、

（マ）
（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

（マ）

奏參上、相統」余執奏參上、内府付内侍復座、「内府過余前余留立」（正月七日）之間、進」行付内侍復座、

（退宿カ）
良方（頃書）
立軒廊敷（一人時）

(口)依位次或依左立軒廊事付起座事

治安二野記、親族拝、了復座、「次内府左將軍・余退下、共立軒」

廊、内府西立、余東立、須余西立、而内府先下西立、仍立東、又余退下後、内府可退下、持来白馬奏、「予署、左奏同署、但頭・助不署、」（正月七日）仍御監署後、頭・助署左由仰、頭・助先署事、余所定也、内府奏參上、「内府付内侍復座、内府余前（マ）」（譲度退良方）之間、進行付内侍復座、

(ハ)左大将雖下薦立西例

治安二年正月七日小記云、「内府左將軍、退下、余退」下、共立軒廊、内府西立、余東立、須余西立、「而内府先下西立、仍立東、又余退下之後、「内府可退下、持来白馬奏、「即署、左奏同署、但頭・助不署、」（正月七日）仍御監署後、頭・助署左由仰、頭・助署事、余所定」也、内府取奏參上、相統余」（正月七日）参上、内府付内侍復座、

○(口)(口)には、それぞれ若干の増減や異動があるので、三者を列記しておいた。この逸文は、既刊の『大日本史料』第二編之十八、治安二年正月七日の条に掲載してある九条家本『小記目録』(一年中行事一正月上節会事、七日節会事)に、「治安二年正月七日、節会事、（中略）馬寮奏頭」（同日、不參馬頭可令進過状事、）とある記事と符合、関連し、当日条の「補遺」として収める予定であるなが、(ハ)の逸文を引く「白馬奏次第」には、紙外題の下に「左大臣殿御筆」、首部に「三条入道左大臣殿御筆也」との識語がある。建久七年四月に出家し、嘉禄元年八月に薨じた実房(静空)である。

(4)傍（正月七日）万寿二一統水真云、予立軒廊取奏、加朝臣二字返給、次進左奏、

披見無御監署、返給令問事由、「助章任云、不知案内、只令供奉者、仍召取左奏、」加右奏、參上付内侍、

○同文書第五十二集に、「万寿二年正月七日、左大」將不參、右大將實資兼奏之、左奏無御監署、「先尋子細於助、（可見彼）取奏、彼進奏之、（年記）」とある本記の取要文を参考までに掲げておく。

(5)大内時大臣尚立軒廊例

長元三年、余并左將軍退下、「於軒廊署奏、左將軍取奏」參上、余同參上、暫立宰相座」艮、左將軍付奏内侍歸、余進於母屋東一間相過、付奏于内侍復座、以宰相可取版位・標等之由令仰之、

二 『權記』の逸文

『押小路文書』第九十集(閣本目録百八号 諸雜例)と第九十六集(同上)に収める「未著陣人上卿參行之例」に、『權記』の逸文がそれぞれ一例ある。但、同文である。

(1)任大臣之次宣下之事、昇進之上卿雖未著陣、「就便宜奉行、不可有其妨事、

長徳二年閏七月廿日行成卿記云、節会後右大臣申慶、了召余令奏可被聽新仕鑾事、則「奏聞、仰云、依請、則申大臣、々々称唯退出給、「次至左仗、仰新大納言時中卿畢、

○この逸文は、既刊の『大日本史料』第二編之二、長徳二年七月二十日の第一条の「補遺」として収める予定である。本条に掲載する『園太曆』貞和三年九月十六日の条には、本記の取要文を引いてはいるが、典拠が明記されていない。なお、第九十六集に収める逸文には、その末尾に、

此二紙菊亭大納言公親卿、殿依御尋、令注「進之刻持參申也、課師庸令書之、」（延宝二年正月廿日）との識語がある。